

熊本県告示第1110号

平成17年10月1日から八代郡竜北町及び同郡宮原町を廃し、その区域をもって氷川町を設置することに伴い、宮原町の公平委員会の事務の委託を平成17年9月30日限り廃止する。

平成17年9月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第1111号

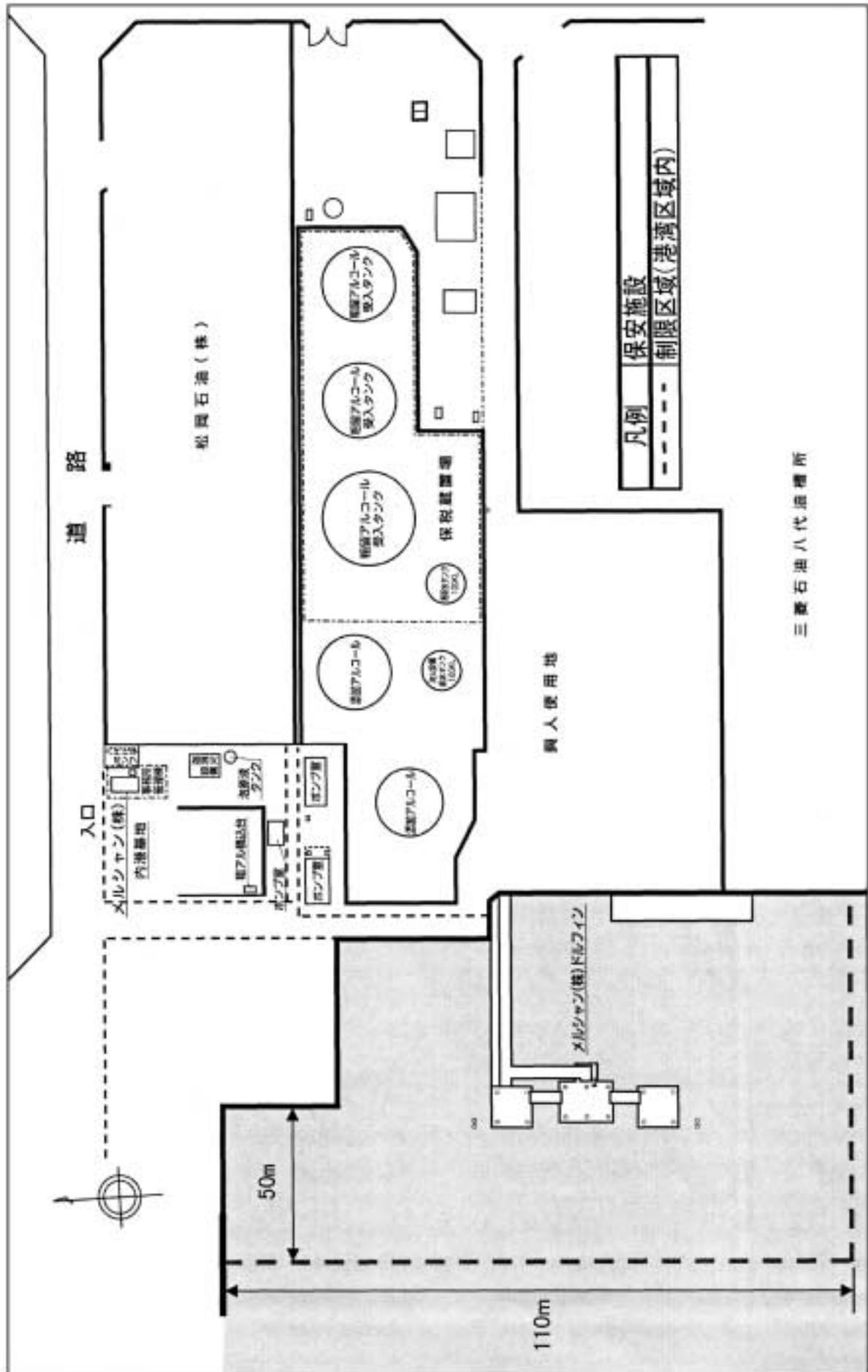
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第10条の2第1項の規定により八代港港湾区域内に制限区域を設定し、同条第2項の規定により告示する。

平成17年9月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

港湾区域内制限区域

八代港内港地区－4.5メートル岸壁前面泊地（八代市港町71番地地先水面）



熊本県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年9月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線	玉名市大字玉名字實極田 4433番地先から 同大字 字安駄ヶ迫 3739番5地先まで	112.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成17年9月26日

熊本県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年9月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町川嶽 650番1地先から 同 所 733番地先まで	505.2	緊道整
一般県道	田 上 日奈久線	八代市坂本町川嶽 同市坂本町鶴喰 650番1地先から 3504番1地先まで	90.0	”

2 供用開始する期日 平成17年9月26日

熊本県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年9月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	下益城郡城南町大字舞原 1244番地先から 同町大字今吉野 1247番2地先まで	262.3	24条 工事

2 供用開始する期日 平成17年9月26日